

令和 6 年亀岡市議会定例会 9 月議会

条例一部改正資料

(新 旧 対 照 表)

亀岡市手数料徴収条例（平成12年亀岡市条例第6号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
(種類及び金額)	(種類及び金額)
第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。	第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。
(1)～(24) (略)	(1)～(24) (略)
(25) 住民基本台帳関係簿に関する証明及び閲覧手数料 1件(回)につき 300円 ただし、 <u>年金受給者の現況届に係る証明は無料とする。</u> 住民基本台帳 の閲覧については30世帯までを1回とし、30世帯を増すごとに300円を加 算する。	(25) 住民基本台帳関係簿に関する証明及び閲覧手数料 1件(回)につき 300円 ただし、_____住民基本台帳 の閲覧については30世帯までを1回とし、30世帯を増すごとに300円を加 算する。
(26)～(46) (略)	(26)～(46) (略)
2 前項各号に規定する証明で、数事項を一括して請求する場合は、その事 項ごとに1件とし、同一事項の証明を2通以上請求する場合は、1通ごとに1	2 <u>前項の規定にかかわらず、個人番号カード（行政手続における特定の個 人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第 2条第7項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共 団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号） 以下「公的個人認証法」という。）第22条第7項の規定による個人番号 カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は移動端 末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロ に規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第35条の2第1項に規定 する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。） を利用して、多機能端末機（本市の電子計算機と電子通信回路で接続され た通信端末機器で、証明書等を発行する機能を有するものをいう。）によ り交付される次に掲げる証明書等の交付に係る手数料の金額は、それぞれ 当該各号に定める額とする。</u> (1) 住民票の写しの交付手数料 1通につき 200円 (2) 住民票記載事項証明書の交付手数料 1通につき 200円 (3) 印鑑登録証明書の交付手数料 1通につき 200円 3 第1項各号に規定する証明で、数事項を一括して請求する場合は、その事 項ごとに1件とし、同一事項の証明を2通以上請求する場合は、1通ごとに1

件とし、数人が共同して請求する場合は、1人ごとに1件とする。

(手数料の徴収の時期等)

第4条 手数料は、第2条第1項に規定する手数料を徴収する事項についての申請、交付又は閲覧の際に、申請者からこれを徴収する。

2 (略)

件とし、数人が共同して請求する場合は、1人ごとに1件とする。

(手数料の徴収の時期等)

第4条 手数料は、第2条第1項及び第2項に規定する手数料を徴収する事項についての申請、交付又は閲覧の際に、申請者からこれを徴収する。

2 (略)

亀岡市こども医療費助成条例（平成5年亀岡市条例第28号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
<p>(受給者証の交付)</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 受給者証の交付を受けている者は、保険医療機関等において医療を受ける際に、<u>医療保険各法に定める被保険者証とともに受給者証を提示しなければならない。</u></p>	<p>(受給者証の交付)</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 受給者証の交付を受けている者は、保険医療機関等において医療を受ける際に、<u>被保険者等であることの確認を受け、受給者証を提示しなければならない。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和6年12月2日から施行する。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p>2 <u>第2条の規定による改正後の亀岡市国民健康保険条例第25条の2の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の保険料について適用し、令和6年度分の保険料のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の保険料については、なお従前の例による。</u></p> <p>3 <u>この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</u></p>

亀岡市国民健康保険条例（昭和34年亀岡市条例第7号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
<p>(徴収猶予)</p> <p>第25条の2 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月_____</p> <p>_____以内の期限を限って徴収猶予することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第26条 本市は、世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第9項</u>の規定による届出をせず、<u>若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定</u>により被保険者証の返還を求められてもこれに応じない場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。</p>	<p>(徴収猶予)</p> <p>第25条の2 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月<u>（ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年）</u>以内の期限を限って徴収猶予することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第26条 本市は、世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第5項</u>の規定による届出をせず、<u>又は虚偽の届出をした場合</u>においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。</p>

亀岡市休日急病診療所条例（昭和56年亀岡市条例第10号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
(診療費) 第7条 (略) 2 (略) 3 診療を受ける際、 <u>被保険者証等の提示をした者</u> _____は、前項に規定する額から保険者負担分を控除 した額を納入しなければならない。 4 診療を受ける際、 <u>被保険者証等の提示がない者</u> _____は、第2項に規定する額を納入しなければなら ない。	(診療費) 第7条 (略) 2 (略) 3 診療を受ける際、 <u>被保険者、組合員若しくは加入者又はその被扶養者で あることの確認を受けた者</u> は、前項に規定する額から保険者負担分を控除 した額を納入しなければならない。 4 診療を受ける際、 <u>被保険者、組合員若しくは加入者又はその被扶養者で あることが確認できない者</u> は、第2項に規定する額を納入しなければなら ない。

亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年亀岡市条例第22号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
(職員)	(職員)
第30条 (略)	第30条 (略)
2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。	2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）おおむね <u>20</u> 人につき1人	(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）おおむね <u>15</u> 人につき1人
(4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>30</u> 人につき1人	(4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>25</u> 人につき1人
3 (略)	3 (略)
(職員)	(職員)
第32条 (略)	第32条 (略)
2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。	2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）おおむね <u>20</u> 人につき1人	(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）おおむね <u>15</u> 人につき1人
(4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>30</u> 人につき1人	(4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>25</u> 人につき1人
3 (略)	3 (略)
(保育所型事業所内保育事業所の職員)	(保育所型事業所内保育事業所の職員)
第45条 (略)	第45条 (略)
2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。	2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 (略)

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第48条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）おおむね15人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 (略)

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第48条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）おおむね15人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 当分の間、この条例による改正後の亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定の適用については、新条例第30条第2項第3号、第32条第2項第3号、第45条第2項第3号及び第48条第2項第3号中「15人」とあるのは「20人」と、新条例第30条第2項第4号、第32条第2項第4号、第45条第2項第4号及び第48条第2項第4号中「25人」とあるのは「30人」とする。

3 前項に規定する期間内においても、小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型、保育所型事業所内保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所

には、同項の規定による読み替え前の新条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項に定める基準を満たす数の保育士及び保育従事者を置くよう努めなければならない。

亀岡市空家等対策の推進に関する条例（平成30年亀岡市条例第26号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
<p>(空家等対策計画)</p> <p>第7条 市長は、前条に規定する施策を推進するため、法<u>第6条</u>に規定する空家等対策計画を定めるものとする。</p> <p>2 市長は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは遅滞なくこれを公表するものとする。</p> <p>(協議会等)</p> <p>第10条 市長は、空家等対策の適正な推進のため、必要に応じて法<u>第7条</u>第1項に規定する協議会又はこれに準ずる機関を置くことができる。</p> <p>(立入調査等)</p> <p>第11条 市長は、市内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他の空家等に関しこの条例の施行のために必要な調査を行うことができる。</p> <p>2 市長は、法第9条第2項に定める<u>立入調査</u>のほか、<u>第18条</u>の規定の施行に必要な限度において、<u>職員</u>又は _____その委任した者に、空家等に立ち入って調査をさせることができる。ただし、当該調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(空家等対策計画)</p> <p>第7条 市は、前条に規定する施策を推進するため、法<u>第7条</u>に規定する空家等対策計画を定めるものとする。</p> <p>2 市は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは遅滞なくこれを公表するものとする。</p> <p>(協議会等)</p> <p>第10条 市は、空家等対策の適正な推進のため、必要に応じて法<u>第8条</u>第1項に規定する協議会又はこれに準ずる機関を置くことができる。</p> <p>(立入調査等)</p> <p>第11条 市長は、市内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他の空家等に関しこの条例の施行のために必要な調査を行うことができる。</p> <p>2 市長は、法第9条第2項に定める<u>立入調査等</u>のほか、<u>第21条</u>の規定の施行に必要な限度において、<u>空家等の所有者等</u>に対し、<u>当該空家等に関する事項</u>に關し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等に立ち入って調査をさせることができる。ただし、当該調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(管理不全空家等の認定及び認定基準)</p> <p>第13条 市長は、空家等が法第13条第1項に定める管理不全空家等に該当すると判定した場合は、当該空家等を管理不全空家等と認定することができる。</p> <p>2 市長は、管理不全空家等と認めるに当たっての基準（以下「管理不全空家等認定基準」という。）を定めるものとする。</p> <p>3 市長は、管理不全空家等認定基準を定め、又はこれを改定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>(管理不全空家等の所有者等に対する措置)</p>
<新規>	

<新規>

(特定空家等の認定及び認定基準)

第13条 市長は、第11条に規定する立入調査等を行った結果、法第2条第2項に定める特定空家等に該当すると判定した場合は、当該空家等を特定空家等と認定する。

2 市長は、特定空家等と認めるに当たっての基準（以下「認定基準」という。）を定めるものとする。

3 市長は、認定基準を定め、又はこれを改訂したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(特定空家等に対する措置等)

第14条 市長は、前条により認定された特定空家等の所有者等に対し、法第14条第1項から第3項までの規定に定めるところにより、必要な措置を講じるものとする。

(行政代執行)

第15条 市長は、法第14条第9項の規定に基づき、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

(略式代執行)

第16条 市長は、法第14条第3項の規定により必要な措置を命じようする場合において、過失がなくてその措置を命じられるべき者を確知することができないとき（過失がなくて法第14条第1項の助言若しくは指導又は法第14条第2項の勧告が行われるべき者を確知することができないため法第14条第3項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、法第14条第10項の規定により、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当な期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

第14条 市長は、前条により認定された管理不全空家等の所有者等に対し、法第13条に定めるところにより、必要な措置を講じることができる。

(特定空家等の認定及び認定基準)

第15条 市長は、第11条に規定する立入調査等を行った結果、法第2条第2項に定める特定空家等に該当すると判定した場合は、当該空家等を特定空家等と認定する。

2 市長は、特定空家等と認めるに当たっての基準（以下「特定空家等認定基準」という。）を定めるものとする。

3 市長は、特定空家等認定基準を定め、又はこれを改定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(特定空家等に対する措置等)

第16条 市長は、前条により認定された特定空家等の所有者等に対し、法第22条第1項から第3項までの規定に定めるところにより、必要な措置を講じるものとする。

(行政代執行)

第17条 市長は、法第22条第9項の規定に基づき、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

(略式代執行)

第18条 市長は、法第22条第3項の規定により必要な措置を命じようする場合において、過失がなくて命令対象者を確知することができないとき（過失がなくて法第22条第1項の助言若しくは指導又は法第22条第2項の勧告が行われるべき者を確知することができないため法第22条第3項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、法第22条第10項の規定により、当該命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者に行わせることができる。この場合においては、相当な期限を定めて、命令対象者においてその措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市長又は措置実施者がその措置を行い、当該措置に要した費用を徴収する旨をあらかじめ公告しなければならない。

<新規>

(安全代行措置)

第17条 特定空家等の所有者等は、やむを得ない事情により法第14条第1項の規定による助言又は指導に係る必要な措置を講じることができないときは、市長に対し、自己の負担において当該必要な措置を代行することを依頼することができる。

2 (略)

(緊急安全措置)

第18条 第13条から前条までの規定にかかわらず、市長は、適正な管理が行われていない空家等（特定空家等を含む。）に、倒壊、崩壊その他の著しい危険が切迫し、これにより人の生命若しくは身体に対する危害又は財産に対する甚大な損害（以下「危害等」という。）が道路、公園その他の公共の場所において生ずるおそれがあると認めるとときは、その危害等を予防し、又はその拡大を防ぐため、当該空家等の除却、修繕、立木等の伐採その他の周辺の生活環境の保全を図るために必要最小限の措置（以下「緊急安全措置」という。）を講じることができる。

2・3 (略)

4 市長は、緊急安全措置を講じたときは、当該空家等の所有者等に対し、当該措置に要した費用を徴収するものとする_____。

5 空家等の所有者等を確知することができない場合に緊急安全措置を講じた場合において、後に当該空家等の所有者等を確知することができたときは、第3項の規定に基づく公表の内容をその所有者等に通知するとともに、当該措置に要した費用を徴収するものとする_____。

(緊急代執行)

第19条 市長は、法第22条第11項の規定により災害その他非常の場合において、特定空家等が保安上著しく危険な状態にある等当該特定空家等に関し緊急に除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認めるときで、法第22条第3項から第8項までの規定により当該措置をとることを命ずないとまがないときは、これらの規定にかかわらず、当該特定空家等に係る命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者に行わせることができる。

(安全代行措置)

第20条 特定空家等の所有者等は、やむを得ない事情により法第22条第1項の規定による助言又は指導に係る必要な措置を講じることができないときは、市長に対し、自己の負担において当該必要な措置を代行することを依頼することができる。

2 (略)

(緊急安全措置)

第21条 第13条から前条までの規定にかかわらず、市長は、適正な管理が行われていない空家等_____に、倒壊、崩壊その他の著しい危険が切迫し、これにより人の生命若しくは身体に対する危害又は財産に対する甚大な損害（以下「危害等」という。）が道路、公園その他の公共の場所において生ずるおそれがあると認めるとときは、その危害等を予防し、又はその拡大を防ぐため、_____必要最小限の措置（以下「緊急安全措置」という。）を講じることができる。

2・3 (略)

4 市長は、緊急安全措置を講じたときは、当該空家等の所有者等に対し、当該措置に要した費用の全部又は一部の納付を命ずることができる。

5 空家等の所有者等を確知することができない場合に緊急安全措置を講じた場合において、後に当該空家等の所有者等を確知することができたときは、第3項の規定に基づく公表の内容をその所有者等に通知するとともに、当該措置に要した費用の全部又は一部の納付を命ずることができる。

(関係機関との連携)

第19条 市長は、第1条の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係行政機関等に対し、空家等に関する情報を提供し、協力を求めることができる。

(民事による解決との関係)

第20条 (略)

(委任)

第21条 (略)

(過料)

第22条 第11条第2項の規定による_____立入調査を拒み、妨げ、又は_____忌避した所有者等は、5万円以下の過料に処する。

(関係機関等との連携)

第22条 市長は、第1条の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係行政機関等に対し、空家等に関する情報を提供し、協力を求めることができる。

(民事による解決との関係)

第23条 (略)

(委任)

第24条 (略)

(過料)

第25条 第11条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した所有者等は、5万円以下の過料に処する。